丸亀市農地法第３条関係事務処理要領

制　定（施行：平成24年４月１日）

改正:平成２４年　9月２５日［施行:平成２４年１０月　１日］
改正:平成２５年　3月２６日［施行:平成２５年　4月　１日］
改正:平成２７年　3月３１日［施行:平成２７年　4月　１日］
改正:平成２８年　4月　１日［施行:平成２８年　4月　１日］
改正:令和　3年１１月２４日［施行:令和　3年１２月　１日］
改正:令和　5年　7月１１日［施行:令和　5年　7月１１日］
改正:令和　5年　9月１１日［施行:令和　5年　9月１１日］
改正:令和　7年　3月３１日［施行:令和　7年　4月　１日］
改正:令和　8年１０月２８日［施行:令和　8年１１月　６日］

目　　次

第１　農地等の権利移動（法第３条）　1
　１　申請手続流れ図　1
　２　申請手続　1
　　表　法第３条第１項の規定による許可申請書の添付書類　3
　３　申請書の記載上の留意事項　5
　４　農業委員会の処理　7
　５　農地所有適格法人等が農地等の権利を取得する場合の取扱い　１０
　６　許可の取消し等（不利益処分）　１７
　７　農地等の権利取得の届出　１８
　８　耕作目的の競公売買受適格証明　１８

第２　許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し　２０
　１　許可事項の証明　２０
　２　許可書の訂正　２１
　３　許可申請の取下げ　２１
　４　許可処分の取消し　２２

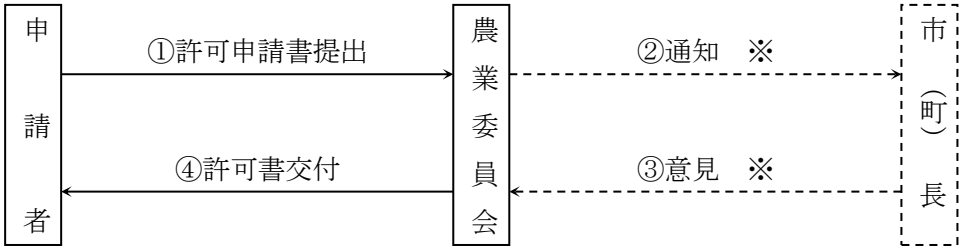
第３　制限除外の農地移動届の取扱要領　２４

附則　２５

（注）　この要領において、農地法（昭和27年法律第229号）は「法」と、農地法施行令（昭和27年政令第445号）は「令」と、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）は「則」と表記する。

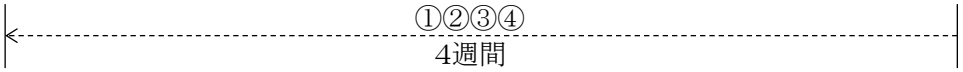
第１　農地等の権利移動（法第３条）

１　申請手続流れ図



※　法第３条第４項の規定に該当する場合に行う。

〔標準処理期間〕



２　申請手続

（１）　申請書

①　農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）を設定し、若しくは移転しようとする者は、農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）を提出して、農業委員会の許可を受けなければならない。

②　水田裏作の目的に供するため農地等の貸借をしようとする者は、①の規定にかかわらず、農地法第３条第１項の規定による許可申請書（水田裏作）（**様式第２号**）を提出して、農業委員会の許可を受けなければならない。この場合の申請は、水田裏作の貸借期間ごとに行うものとする。

（２）　申請者

原則として、当事者が連署すること。

ただし､次に掲げる場合には､例外として単独で申請をすることができる。(則第10条第１項)

①　強制競売、担保権の実行としての競売又は公売によって、その競落人又は買受人が権利を取得する場合

②　遺贈その他の単独行為により権利を取得する場合（例えば、遺贈の場合は、遺言者の相続人又は遺言執行者が単独で申請する。）

③　裁判による判決の確定、裁判上の和解若しくは請求の認諾、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の成立又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）による審判の確定若しくは調停の成立により権利を取得する場合

（３） 添付書類

法第３条第１項の許可の申請書に添付する書類は、３及び５に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

ただし、営農型発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを電気に変換する設備（以下「営農型発電設備」という。以下同じ。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ）を目的とした法第４条第１項又は法第５条第１項に規定する一時転用許可の申請がされている場合であって、営農型発電設備の設置者と下部の農地（営農型発電設備が存する農地の区画全体をいう。）の営農者が異なる場合に、当該一時転用許可申請と許可期間を同じくした民法（明治29年法律第89号）第269条の２第１項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を営農型発電設備の設置者に設定することを目的とした法第３条第１項の許可の申請をする場合にあっては、当該一時転用許可に係る申請書の写し及び法第３条第１項の許可をする土地の位置等を特定することができる実測図を添付すれば、その他の書類の添付は要しない。

また、次の①から③までに該当する場合は、それぞれ①から③までに掲げる書類を併せて添付すること。

① 権利を取得しようとする者が景観法（平成16年法律第110号）第92条第１項に規定する景観整備機構である場合にあっては、同法第56条第２項の規定により市町長の指定を受けたことを証する書面（則第10条第２項第７号）

② ２の(２)ただし書の規定により連署しないで申請をする場合にあっては、２の(２)ただし書の①から③までのいずれかに該当することを証する書面（則第10条第２項第９号）

③ 権利を取得しようとする者が法人の場合であって、当該権利を取得することについてその法人の意思決定機関の議決等を要するときは、当該議決に係る意思決定機関の議事録等の写し

表　法第３条第１項の規定による許可申請書の添付書類

申請区分／添付書類	申請主体区分					申請形態区分									
	個人		法人			単独申請が可能なもの						小作地の場合		区分地上等の取得	水田裏作のための貸借
	未成年者	成人	農地所有適格法人	農業協同組合等	その他の法人	強制競売、競売又は公売	特定遺贈（相続人に対するものを除く。）	確定判決	裁判上の和解請求の認諾	民事調停法による調停の成立	家事事件手続法による審判の確定	所有権以外の権利の譲渡	所有権以外の権利の転貸		
申請に係る土地の登記事項証明書（注1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
契約書の写し（権利設定の場合）	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
譲受人の住民票謄本（譲受人の住所が市(町)外の区域にある場合）	○	○				○						○	○		○
耕作証明書（注2）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
戸籍謄本	○						○								
法人の登記事項証明書（注1）			○		○										
定款又は寄附行為			○	○	○										
申請当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地等並びにその行う耕作又は養畜の事業に係る労働力等の状況等（**様式第3号**）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
農地法その他の農業に関する法令の遵守状況等（**様式第4号**）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
営農計画書（**様式第5号**）又は土地利用計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
農業経営受託規程又は農業経営規程				○											
農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）（**様式第6号**）			○												
組合員名簿又は株主名簿の写し			○												
承認会社であることを証する書面及びその株主名簿の写し			○												
入札調書又は公売調書						○									
公正証書等							○								
確定判決謄本（判決確定証明のあるもの）								○							
和解調書謄本									○						
調停調書謄本										○					
家事審判書謄本											○				
同意書（譲渡）（**様式第7号**）												○			
同意書（転貸）（**様式第8号**）													○		
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（**様式第9号**）	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○		○
丈量図、土地利用計画図及び断面図														○	

（注１）　土地及び法人の登記事項証明書は、申請の日前３か月以内に発行された全部事項証明書又は申請の日前３か月以内に取得した登記情報（登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第３条第２項に規定する指定法人が運営する、登記情報の確認を行うことができるインターネットサービスをいう。）を通じて当該情報の確認を行うために必要な照会番号が記載されたものに限る。）に限る。なお、農業委員会が登記情報連携システム（法務省が管理する登記情報等を行政機関等に提供する情報システムをいう。）又は法人ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース整備改善計画（令和７年６月13日閣議決定）に基づく法人ベース・レジストリをいう。）により登記情報を確認できる場合には、添付することを要しない。以下この要領において同じ。

（注２）　「耕作証明書」とは、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等（法第２条第２項に規定する世帯員等をいう。以下この要領において同じ。）が、一の市町内にある耕作等の事業に供すべき農地等のすべてについて耕作等の事業を行っている旨の当該市町の農業委員会の証明書をいう。これらの者が申請に係る土地のある市町外の区域に耕作等の事業に供すべき農地等を有している場合は、当該農地等のある市町の農業委員会から耕作証明書の交付を受けて、それを申請書に添付すること。

3　申請書の記載上の留意事項

農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）の記載については、当該様式の記載要領に基づくほか、次のことに留意すること。

（１）　申請書の申請者の氏名と「１　申請者の氏名及び住所等」の欄の氏名は、一致させること。ただし、代理権に基づき代理人が申請する場合は、次の例によることとし、その代理人が代理権を有することを証する書面を添付すること。

（例）

譲渡人　香 川 太 郎
代理人　香 川 健 一
譲受人　高 松 次 郎

	申請者の別	氏名又は法人の･･･	年齢
１　申請者の氏名及び住所等	譲　渡　人（設 定 者）	香　川　太　郎	
	譲　受　人（被設定者）	高　松　次　郎	

（注）　法第３条第２項第５号括弧書の規定により、賃借権を譲渡する場合にあっては申請書中「譲渡人」とあるのは「旧賃借人」と、「譲受人」とあるのは「新賃借人」と、その他の転貸をする場合にあっては申請書中「譲渡人」とあるのは「転貸人」と、「譲受人」とあるのは「転借人」と、それぞれ置き換えるものとする。

（２）　申請書の「下記農地（採草放牧地）について、　　を　　したいので、農地法第３条第１項の規定により許可を申請します。」の部分の記載方法は次のとおりとする。

記載例（権利）

□ 所　有　権
□ 賃　借　権
□ 使用貸借による権利
□ その他の使用収益権（　　）

の該当する権利の□にレ印を、その他の使用収益権の場合には（　　）内に、例えば、地上権などの権利の名称を記載する。

記載例（移転又は設定）

□ 移　転
□ 設定（期間：　　年間）

の該当する□にレ印を、設定の場合にはその設定する期間を（　　）内に、例えば、（期間：５年間）と記載する。

（注）　法第３条第２項第５号括弧書の規定により、賃借権を譲渡する場合にあっては、権利の部分については賃借権の□にレ印を、移転又は設定の部分については移転の□にレ印を、また、その他の転貸をする場合にあっては、権利の部分については当該転貸に係る権利に該当するものの□にレ印を、移転又は設定の部分については設定の□にレ印を、それぞれ記載する。

（３）　「１　申請者の氏名及び住所等」の「認定経営発展法人」の欄には、譲渡人が認定経営発展法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の３第１項に規定する認定経営発展法人をいう。以下同じ。）である場合に〇を付し、認定を受けている認定発展計画の写しを添付すること。

（４）　「２　許可を受けようとする土地の所在等」の「所有者氏名（名称）」の欄は、必ず、申請に係る土地の登記事項証明書の所有者氏名と一致していること。

（５）　「３　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」の欄は、譲渡の事由を具体的に記載すること。

（６）　「５　申請当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地等の状況」「６　権利を取得する者及びその世帯員等が耕作又は養畜の事業に従事している状況並びに雇用労働力の状況等」「７　権利を取得する者及びその世帯員等の機械の所有等の状況」については、**様式第３号**を使用して必要事項を記入の上、申請書に添付すること。

なお当該様式中の１の欄は、譲渡人については申請地を含めて記載し、譲受人については申請地を含めないで記載すること。（この欄には、申請地の取得前の状態を記載するものとする。）

（７）　権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は、法令に定める必要記載事項である「10　農地所有適格法人としての事業等の状況＜農地法第３条第２項第２号関係＞」について、**様式第６号**による農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）を使用して必要事項を記入の上、申請書に添付すること。

（８）　「11　信託の引受けの該当の有無＜農地法第３条第２項第３号関係＞」の欄は、申請に係る権利の取得が信託の引受けによるものであるかないか該当する□にレ印を付け、信託の引受けによるものである場合には、その詳細を（　　）に記載すること。

（９）　権利を取得しようとする者が個人である場合は、「12　権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況＜農地法第３条第２項第４号関係＞」について、**様式第９号**を使用して各農作業従事者の従事状況を記入の上、申請書に添付すること。

(10)　「13　周辺地域との関係＜農地法第３条第２項第６号関係＞」の欄は、該当する□にレ印を記載し、支障等のある場合は（　　）内にその内容を具体的に記載すること。

(11)　法第３条第３項の規定の適用を受けて同条第１項の許可を受けようとする場合は、「14 使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする申請であって、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合の要件に係る事項＜農地法第３条第３項関係＞」について、**様式第10号**及び**様式第11号**を使用して必要事項を記入の上、申請書に添付すること。

この場合において、権利を取得しようとする者が法人であって、地域の農業における役割分担その他当該法人が許可を受けようとする土地のある市町において適正かつ円滑に農業経営を行うための事項について当該市町との間に協定を締結するときは、**様式第12号**による企業等の農業参入に関する協定書の例に従い協定書を作成するとともに、協定書の写しを申請書に添付すること。

４　農業委員会の処理

（１）　受付・形式審査

①　農業委員会は、法第３条第１項の許可の申請書の提出があったときは、遅滞なく当該申請書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次に掲げる事項について形式審査を行い、申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めてこれを補正し、又は追完するよう求めるものとする。

ただし､当該申請が区分地上権等を取得するためのものである場合（例えば、農地に排水管を埋設する目的で地上権を設定するときなどがこれに該当する。）は､エの規定は、適用しない。

ア　申請書の記名又は署名が適正であること。

イ　単独申請の場合は、当該申請が２の(２)ただし書の①から③までのいずれかに該当していること。

ウ　３に規定する申請書の記載上の留意事項に従って申請書の記載がなされており、重大な誤り、記載漏れ等がないこと。この場合において、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備があるときは、職権により補正することができるものとする。

エ　権利を取得しようとする者又はその世帯員等が市(町)外の区域に耕作等の事業に供すべき農地等を有している場合は、申請書に当該農地等に係る耕作証明書が添付されていること及び当該耕作証明書を交付した農業委員会から当該耕作証明に係る審査の結果を示した精農審査表の送付を受けていること。

この場合において、まだ精農審査表の送付を受けていないときは、当該農業委員会に対し、精農審査表の送付を求めるものとする。

オ　エに規定するもののほか、２の(３)の規定に従って当該申請に必要な書類が添付されていること。

この場合において、水田裏作の目的に供するため農地等の貸借をしようとする場合の申請書には、申請に係る土地の登記事項証明書の添付がないため、申請者の氏名及び住所、申請に係る土地の所在、地番及び面積等は、固定資産課税台帳等の公簿により確認するものとする。

②　農業委員会は、受け付けた申請書に受付番号を付すとともに、所定の処理簿等に必要事

項を記載すること。

（２） 内容審査

① 書面審査

農業委員会は、申請書の審査に当たっては、特に次の点について確認を行い、法第３条第２項各号（同条第３項の規定を適用する場合にあっては、同条第２項第２号及び第４号に係る部分を除く。）に該当しないかどうか、及び同条第３項の規定を適用する場合にあっては、同項各号に掲げる要因の全てを満たしているかどうかを審査すること。

この場合において、法第３条第３項の規定を適用して同条第１項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を申請に係る土地のある市町長に通知し、当該通知に対し市町長から意見があった場合は、当該意見も参考の上、同条第３項各号に掲げる要件の全てを満たしているかどうかを審査すること。（法第３条第４項）

ア 申請者の意思で申請書及び添付書類に記名又は署名がなされているかどうか。

イ 申請に係る土地と土地の登記事項証明書に記載された土地が一致しているかどうか。

ウ 申請に係る土地に使用収益権が設定されていないかどうか。

エ 申請に係る土地の権利取得に係る契約の内容が記載されているかどうか。

オ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地等に不耕作地がないかどうか。

カ 権利を取得しようとする者及びその世帯員等以外の者による雇用労働力で農業経営を行っているかどうか。

キ 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が資産保有目的、投機目的等で農地等を取得しようとしていないかどうか。

ク 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の住所地又は拠点となる事務所若しくは施設等の所在地から申請に係る土地までの距離及び交通所要時間、農機具及び自動車の保有状況、その者の職業、農作業に従事する者の数及び配置の状況、法その他の農業に関する法令の遵守の状況等を総合的に判断して、申請に係る農地を効率的に利用して耕作することができるかどうか。

ケ 申請に係る土地が地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第１項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。）に位置付けられている場合、当該計画の達成に支障が生ずるおそれがないかどうか。

② 現地調査等

農業委員会は、①の書面審査において別に定める法第３条第１項の許可に係る審査基準に適合していると認められる申請に係る農地等のすべてについて、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は現地調査を行う。本調査の実施に当たっては、申請に係る農地等の周辺農地等の権利状況など本調査により確認することが困難であると思われる事項については、あらかじめ必要な情報を把握しておくものとする。

農地等の所有権の移転、一定面積以上の大規模な農地等の権利取得及び農地所有適格法人以外の法人等による農地等の権利取得については、特に慎重に本調査を行い、審査すること。

（３） 処分の決定・許可書等の交付

① 農業委員会は、（２）の内容審査の結果に基づき、その申請の許可若しくは不許可又は却下を決定し、許可の場合にあっては許可書（**様式第13号**）を、不許可の場合にあっては不許可通知書（**様式第14号**）を、却下の場合にあっては却下通知書（**様式第15号**）をそれぞれ申請者に交付する。

② ①の場合において、区分地上権等を取得する場合の許可をするときは、当該許可書に、許可をする土地の位置等を特定することができる実測図を添付するものとする。

また、第１の２の（３）のただし書の場合にあっては、営農型発電を目的とした一時転用許可と同日で許可を行うものとする。

③ ①の場合において不許可又は却下の処分をするときは、２の（２）ただし書の規定により単独で申請のあった場合を除き、その通知書を申請者の双方に交付する。

④ 農業委員会は、処分の内容が、附款（条件、期限、負担等をいう。）を付して許可し、申請の全部若しくは一部について不許可とし、又は申請を却下するものであるときは、当該許可書等に、当該処分の理由を示して交付しなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。（行政手続法（平成５年法律第88号）第８条）

⑤ ①の規定により交付する許可書等には、次に定める教示事項を記載しなければならない。

（教示）
１　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を香川県知事に提出して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町）を被告として（訴訟において○○市（町）を代表する者は、農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

⑥ 農業委員会は、①の処分をしたときは、当該処分の内容、その目的となった権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに申請書を許可書等の写しとともに整理して保管すること。

また、農地所有適格法人に対して許可を行った場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第３条第１項の許可申請書等により、農地所有適格法人要件確認書（**様式第17号**）に取りまとめておくこと。

⑦ 譲渡人（設定者）又は譲受人（被設定者）の住所が市（町）外の区域にある場合は、農地台帳の整理等のため、関係する農業委員会に許可書等の写しを送付すること。

５　農地所有適格法人等が農地等の権利を取得する場合の取扱い

次の(１)から(８)までに掲げる場合における法第３条第１項の許可に係る手続及び処理については、２から４までの規定によるほか、それぞれ次の(１)から(８)までの規定によるものとする。

（１）　農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合（法第３条第２項第２号の規定に該当しないとして同条第１項の許可を受けようとする場合）

①　農地所有適格法人であることの確認

農地所有適格法人が法第２条第３項各号に規定する要件(以下「農地所有適格法人の要件」という。）を満たしているかどうかを確認するための２の(３)の表に規定する農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）（**様式第６号**）は、次に規定する手続に従って作成するものとする。

ア　権利を取得しようとする農地所有適格法人は、(ア)に規定する事項を記載した農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）（**様式第６号**）に、(イ)に規定する書類を添付して、権利を取得しようとする農地等のある市町の農業委員会に提出する。

(ア)　次に掲げる事項（記載事項）

ａ　農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び当該事業の種類ごとの売上高並びに権利の取得後における事業計画

ｂ　農地所有適格法人の構成員に係る次に掲げる事項

（ａ）　氏名又は名称及びその有する議決権（会社法（平成17年法律第86号）第108号第１項第８号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、その種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における議決権を含む。以下同じ。）

（ｂ）　農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地等の面積

（ｃ）　農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び従事計画

（ｄ）　法第２条第３項第２号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合にあっては、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

（ｅ）　承認会社（農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「投資円滑化法」という。）第５条に規定する承認会社をいう。以下同じ。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合にあっては、その株主の氏名又は名称及びその有する議決権

（ｆ）　所有権を移転する場合にあっては、その主要株主等（総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者をいう。以下同じ。）の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等並びに議決権

ｃ　農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業への従事状況並びに権利の取得後における従事計画並びに、所有権を移転する場合にあっては国籍等

(イ)　次のａ及びｂに掲げる場合の区分に応じ、それぞれａ及びｂに定める書類（添付書類）

ａ　権利を取得しようとする農地所有適格法人が、農事組合法人又は株式会社である場合　組合員名簿又は株主名簿の写し

ｂ　権利を取得しようとする農地所有適格法人が、承認会社をその構成員としている場

合　当該構成員が承認会社であることを証する書面及び当該構成員の株主名簿の写し

イ　アの規定による提出を受けた農業委員会は、記載内容について調査を行い、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認したときは、当該農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）（**様式第６号**）に確認印を押して、当該権利を取得しようとする農地所有適格法人に返す。

②　審査に当たっての留意事項

資産の保有、投機又は投資を目的とした、法人による農地等の取得が行われないようにするため、特に次の点に留意して慎重な審査を行うものとする。

ア　事業に係る要件について

（ア）　農業の規模に比較してその他事業の規模が大きくなり、当該その他事業を独立の事業として営むことが適当と判断される場合は、農業部門とその他事業部門を分社化するよう指導する。

（イ）　４の(２)の①のクに規定する事項の判断に当たっては、農業部門とその他事業部門への労働力等の配分の状況に留意する。

イ　役員に係る要件について

他の法人からの出向者、他の法人の役職員の地位を兼務する者、農業以外の事業を兼業する者等については、住所、農業への従事状況、給与支払形態、所得源等からみて、当該農地所有適格法人の事業に必要な農作業に主として従事する常時従事者とは認められないことがあることに十分留意する。

③　許可条件

農業委員会は、農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合の許可をするときは、農地等の取得後においてその耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認められるときは、許可を取り消す旨の許可条件を付すものとする。

④　農地所有適格法人の農業委員会への定期報告

ア　農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後３か月以内に、(ア)に規定する事項を記載した農地所有適格法人報告書（**様式第16号**）に、(イ)に規定する書類を添付して、農地所有適格法人が現に所有し、又は使用収益権を有している農地等のある市町の農業委員会に報告しなければならない。

（ア）　次に掲げる事項（記載事項）

ａ　農地所有適格法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ｂ　農地所有適格法人が現に所有し、又は使用収益権を有している農地等の面積

ｃ　農地所有適格法人が当該事業年度に行った事業の種類及び当該事業の種類ごとの売上高並びに、農地を所有する農地所有適格法人にあっては翌事業年度における事業計画

ｄ　農地所有適格法人の構成員に係る次に掲げる事項

（ａ）　氏名又は名称及びその有する議決権

（ｂ）　農地所有適格法人に対して権利を設定し、又は移転した農地等の面積

（ｃ）　その農地所有適格法人の行う農業への従事状況

（ｄ）　法第２条第３項第２号へに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合にあっては、その構成員がその農地所有適格法人に委託している農作業の内容

（ｅ） 承認会社が農地所有適格法人の構成員となっている場合にあっては、その株主の氏名又は名称及びその有する議決権

（ｆ） 認定経営発展法人にあってはその構成員の、農業経営基盤強化促進法第16条の５に規定する提携事業者の別

（ｇ） 農地を所有する農地所有適格法人にあっては、その主要株主等の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等並びに議決権の数

ｅ　農地所有適格法人の理事等の氏名及び住所、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業への従事状況並びに翌事業年度における従事計画並びに、農地を所有する農地所有適格法人にあっては国籍等

（イ） 次に掲げる書類（添付書類）

ａ　農地所有適格法人の定款の写し

ｂ　農地所有適格法人が農事組合法人又は株式会社の場合にあっては、組合員名簿又は株主名簿の写し

ｃ　承認会社が構成員となっている場合にあっては、当該構成員が承認会社であることを証する書面及び当該構成員の株主名簿の写し

ｄ　その他参考となるべき書類

イ　農業委員会は、農地所有適格法人の報告があったときは、その農地所有適格法人が、農地所有適格法人の要件を満たしているかどうか及び満たさなくなるおそれがないかどうかについて確認するため、必要に応じて調査等を行い、農地所有適格法人ごとに農地所有適格法人要件確認書（**様式第17号**）を作成して、農業委員会の事務所に備え付けておくものとする。

ウ　農業委員会は、農地所有適格法人の報告又は農業委員会の調査等により、農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなったことが明らかになったときは、速やかに、法第６条から第14条までに規定する措置を行うものとする。

（２） 法人又は個人が農地等の権利を取得する場合（法第３条第３項の規定の適用により同条第１項の許可を受けようとする場合）

①　審査に当たっての留意事項

農業委員会は、法第３条第３項の適用を受けて同条第１項の許可を受けた法人又は個人が撤退した場合の混乱を防止するため、次のアからエまでに掲げる事項が、当該農地等の権利の取得に係る契約書に明記されているかどうか及び当該法人又は個人に、次のアからエまでに掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかどうかについて、確認するものとする。

ア　農地等を明け渡すときの原状回復の義務は、誰にあるか。

イ　原状回復の費用は、誰が負担するか。

ウ　原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置があるか。

エ　貸借期間の中途の解約終了時における違約金支払いの取決めがあるか。

②　市町長への通知

農業委員会は、４の（２）の①後段の規定により市町長に通知をするときは、当該通知を受けた市町長が意見を述べるべき期限を定めて行うものとする。

③　農地等の利用状況の報告

ア　報告手続

（ア）　法第６条の２第１項の規定に基づき、農地等について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が報告をするときは、農地等の利用状況報告書（**様式第18号**）により行うものとする。

（イ）　(ア)の場合において報告をする者が法人であるときは、当該報告書にその法人の定款又は寄付行為の写しを添付しなければならない。

イ　報告書の徴収及び整理

（ア）　毎事業年度の終了後３か月以内（個人にあっては、毎年３月末まで）に、法第６条の２第１項の規定に基づき報告をすべき者から農地等の利用状況報告書（**様式第18号**）の提出がなかった場合は、農業委員会は、その者に対し、速やかに報告するよう書面により通知するものとする。

（イ）　農業委員会は、農地等の利用状況報告書（**様式第18号**）の提出があったときは、則第60条の２第１項各号に掲げる事項が記載されているかどうか及び同条第２項各号に掲げる書類が添付されているかどうかを確認し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときは、速やかに、当該報告者に対し相当の期間を定めてこれを補正し、又は追完するよう求めるものとする。

（３）　農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）が農業経営の委託を受けることにより農地等の権利を取得する場合（法第３条第２項ただし書の規定の適用により許可を受けようとする場合）

①　農業協同組合等の要件

農業経営を受託することができる農業協同組合等は、次の掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

ア　組合員又は会員に出資させる農業協同組合等であること。

イ　委託を受ける農業経営と他の事業とを併せ行う農業協同組合等であること。

②　委託者の要件

農業協同組合等に農業経営を委託することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

ア　農地等の所有者であること。

イ　農業協同組合に委託する場合にあっては、その農業協同組合の組合員（准組合員を含む）であり、農業協同組合連合会に委託する場合にあっては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者であること。

③　申請に当たっての留意事項

ア　農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）の「３　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」の「譲受人事由」の欄は、「その他の場合の事由」の（　）内に、受託する農業経営の事業の内容を記載すること。

イ　申請書に、農業経営受託規程を添付すること。（２の(３)の表　参照）

④　許可に当たっての留意事項

ア　できるだけ集団化された形で能率的な農業経営が行われるよう配慮すること。

イ　農業協同組合等が自ら農業経営を行うと認められない場合は、許可をしない。（農業経営の再委託は、認められない。）

（４）　農業協同組合等が自ら農業経営を行うことにより農地等の権利を取得する場合（法第３条第２項ただし書の規定の適用により許可を受けようとする場合）

①　農業協同組合等の要件

自ら農業経営を行うことができる農業協同組合等は、（３）の①のア及びイに掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

②　申請に当たっての留意事項

ア　農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）の「３　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」の「譲受人事由」の欄は、「その他の場合の事由」の（　）内に、自ら行う農業の内容を記載すること。

イ　申請書に、農業経営規程を添付すること。（２の(３)の表　参照）

③　許可に当たっての留意事項

ア　取得できる権利は、賃借権又は使用貸借による権利に限る。

イ　権利を取得しようとする農地等は、当該農業協同組合等の地区内にあるものでなければならない。

ウ　農業協同組合等が自ら農業経営を行うためには、定款変更等の手続が必要であることから、これらの手続が完了していることを確認すること。

（５）　法人がその主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のため農地等の権利を取得する場合（法第３条第２項ただし書の規定の適用により許可を受けようとする場合）

例えば、農薬製造会社、肥料製造会社等が製品開発のための試験ほ場として使用する場合が、これに該当する。

①　申請に当たっての留意事項

農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）の「３　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」の「譲受人事由」の欄は、「その他の場合の事由」の（　）内に、自ら行う農業の内容を記載すること。

②　許可に当たっての留意事項

法第３条第２項各号の規定（不許可事由）のうち、次のアからウまでに掲げるものは例外として適用されないが、これら以外の規定（同項第６号の地域との調和要件など）は適用される。

ア　法第３条第２項第１号（全部効率利用要件）

イ　法第３条第２項第２号（農地所有適格法人の要件）

ウ　法第３条第２項第４号（農作業常時従事要件）

（６）　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が農地等の権利を取得する場合（法第３条第２項ただし書の規定の適用により許可を受けようとする場合）

例えば、学校法人、医療法人、社会福祉法人等が教育実習又はリハビリテーションのための

農場として使用する場合が、これに該当する。

① 申請に当たっての留意事項

農地法第３条第１項の規定による許可申請書（**様式第１号**）の「３　権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」の「譲受人事由」の欄は、「その他の場合の事由」の（　）内に、自ら行う農業の内容を記載すること。

② 許可に当たっての留意事項

法第３条第２項各号の規定（不許可事由）のうち、次のアからウまでに掲げるものは例外として適用されないが、これら以外の規定（同項第６号の地域との調和要件など）は適用される。

ア　法第３条第２項第１号（全部効率利用要件）

イ　法第３条第２項第２号（農地所有適格法人の要件）

ウ　法第３条第２項第４号（農作業常時従事要件）

（７） 農業協同組合又は農地中間管理機構が農地等の信託の引受けを行う場合（許可不要）

① 農業委員会は、信託を行う農業協同組合又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地等の信託契約の締結、信託財産の貸付け又は売渡し、信託の終了等の通知を受けたときは、次の規定に従って処理すること。

ア　農業協同組合又は農地中間管理機構からの通知等を薄冊に整理する。

イ　信託関係整理簿（**様式第19号**）に、農地等の権利の設定、移転、解除、解約等信託財産の権利の変動に関する事項を記入する。

ウ　信託財産の貸付け又は売渡しの適格者の選定について、農業協同組合又は農地中間管理機構から意見を求められたときは、申込者のすべてについて経営規模、経営の状況、経営能力等を審査し、必要に応じて実情調査し、法第３条第２項各号に該当しないかどうか及び効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業経営の協業化の促進、農地の集団化等を総合的に判断して意見を決定し、当該農業協同組合又は農地中間管理機構に通知するものとする。

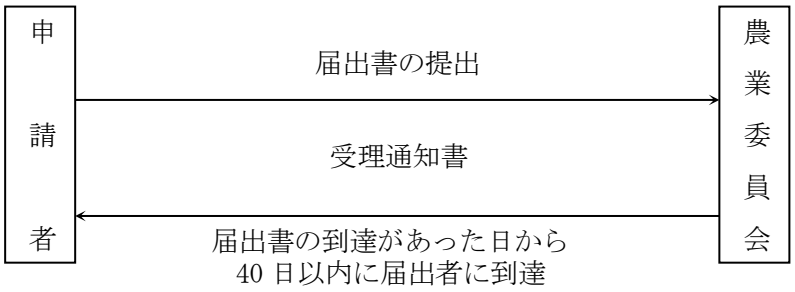
エ　農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第１項の規定に基づき、農業協同組合又は農地中間管理機構の信託財産の処理状況について調査等を行う。

② 農業委員会は、①のエに規定する場合のほか、必要に応じ、農業協同組合又は農地中間管理機構の信託財産について、これらの者に報告を求め、又はその実情を調査し、その動向を把握しておく。

（８） 農地売買等事業又は農地中間管理事業を行う農地中間管理機構があらかじめ農業委員会に届け出ることにより農地等の権利を取得する場合（許可不要）

① 届出手続

ア 届出手続流れ図



イ 農地中間管理機構は、農地売買等事業を行おうとする場合は農地法第３条第１項第13号の規定による届出書（**様式第20号**）を、農地中間管理事業を行おうとする場合は農地法第３条第１項第14号の２の規定による届出書（**様式第20号の２**）を作成し、農業委員会に提出するものとする。

ウ 届出書には、原則として当事者が連署すること。

ただし、次に掲げる場合には、例外として単独で届出をすることができる。（則第13条第１項）

（ア） 強制競売、担保権の実行としての競売又は公売によって、その競落人又は買受人が権利を取得する場合

（イ） 遺贈その他の単独行為により権利を取得する場合（例えば、遺贈の場合は、遺言者の相続人又は遺言執行者が単独で申請する。）

（ウ） 裁判による判決の確定、裁判上の和解若しくは請求の認諾、民事調停法による調停の成立又は家事事件手続法による審判の確定若しくは調停の成立により権利を取得する場合

エ 農地法第３条第１項第13号の規定による届出書（**様式第20号**）の「３ 権利を設定し、又は移転しようとする権利の種類」の欄の記載においては、農地中間管理機構が行うその農地等の売渡し、交換又は貸付けに関する計画を明らかにさせるものとする。

オ 届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（ア） 届出に係る土地の登記事項証明書

（イ） 農地売買等事業については、事業規程の写し（前に提出した届出書に添付したものと変更がないため省略するときは、　　年　月　日付け届出書に添付したものと同一である旨を記載すること。）（則第13条第２項第２号）

（ウ） 農地中間管理事業については、農地中間管理事業規程の写し（前に提出した届出書に添付したものと変更がないため省略するときは、　　年　月　日付け届出書に添付したものと同一である旨を記載すること。）（則第13条第３項第２号）

（エ） ウただし書の規定により連署しないで届出をする場合にあっては、ウただし書の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを証する書面（則第13条第２項第３号、則

第13条第３項第３号）

（オ） その他参考となるべき書類

② 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、届出書の提出があったときは、遅滞なく当該届出書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、次に掲げる事項について確認を行い、届出書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、届出者に補正させ、又は追完させるものとする。

（ア） 農地売買等事業又は農地中間管理事業の実施により農地等の権利を取得するものであるかどうか。

（イ） 必要な事項が届出書に記載されているかどうか。

（ウ） 添付すべき書類が添付されているかどうか。

イ 農業委員会は、届出書の内容が適正であるかどうかを審査し、届出を受理することとしたときは、遅滞なく受理通知書（**様式第21号**）を当該届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく不受理通知書（**様式第22号**）に受理しない理由を示して当該届出者に交付するものとする。

ウ イの場合において不受理通知書（**様式第22号**）を交付するときは、①のウただし書の規定により単独で届出のあった場合を除き、その不受理通知書（**様式第22号**）を届出者の双方に交付する。

エ ４の(３)の⑤の規定は、農業委員会が交付する不受理通知書（**様式第22号**）について準用する。

オ 農業委員会は、農地法第３条第１項第13号（第14号の２）の規定による届出書一覧表（**様式第23号**）を作成し、届出に係る処理結果等を記入するものとする。

６ 許可の取消し等（不利益処分）

（１） 必要な措置を講ずべきことの勧告

法第３条の２第１項の規定による勧告は、農地法第３条の２第１項の規定による勧告書（**様式第24号**）により行う。

（２） 許可の取消しの手続

① 農業委員会は、法第３条の２第２項各号のいずれかに該当すると判断して許可を取り消そうとする場合は、行政手続法第３章の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行わなければならない。

② 農業委員会は、①に規定する手続を経て、法第３条第３項の規定によりした同条第１項の許可を取り消す場合は、当該許可の当事者の双方に対し、農地法第３条第１項の規定による許可処分取消通知書（**様式第25号**）を交付する。

この場合においては、４の(３)の⑤の規定を準用する。

③ 農業委員会は、法第３条第１項の許可に係る所定の処理簿等に、処分の取消しをしたこと及びその旨の関係者への通知年月日等を記載しておく。

7　農地等の権利取得の届出

（1）　届出手続

法第３条の３の規定による届出は、農地法第３条の３の規定による届出書（**様式第26号**）により行う。

（2）　農業委員会の処理

①　農業委員会は、農地法第３条の３の規定による届出書（**様式第26号**）の提出があったときは、遅滞なく当該届出書に受付印を押し、受付年月日を明らかにした上で、必要な事項が届出書に記載されているかどうか確認を行い、記載事項に不備があるときは、届出者に補正させ、又は追完させるものとする。

②　農業委員会は、届出書の内容が適正であるかどうかを審査し、届出を受理することとしたときは受理通知書（**様式第27号**）を、届出を受理しないこととしたときは不受理通知書（**様式第28号**）に受理しない理由を示したものを、それぞれ当該届出者に、遅滞なく交付するものとする。なお、届出を受理したときの受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することとする取扱いとしても差し支えない。

③　４の(３)の⑤の規定は、農業委員会が交付する不受理通知書（**様式第28号**）について準用する。

8　耕作目的の競公売買受適格証明

（1）　耕作する目的で農地等の競公売に参加しようとする者は、次に掲げる書類を添付した競公売買受適格証明願（**様式第29号**）を農業委員会に提出し、競公売買受適格証明書の交付を受けなければならない。

①　競公売事件の公告の原本又は写し

②　競公売に係る土地の登記事項証明書

③　その他法第３条第１項の許可の申請に必要な書類として２、３及び５に規定する書類

（2）　農業委員会は、競公売買受適格証明願（**様式第29号**）の提出があったときは、法第３条第１項の許可の申請又は同項第13号若しくは第14号の２の規定による届出を処理する場合に準じて買受適格の有無を審査し、適格相当であると判断したときは、農業委員会（部会）の議決を経て、競公売買受適格証明書を交付するものとする。

（3）　農業委員会は、(２)の議決をするときは、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該競公売買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、法第３条第１項の許可の申請又は同項第13号若しくは第14号の２の規定による届出を行った場合には、農業委員会会長が当該競公売買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をしてもよい旨の議決をしておくものとする。

（4）　入札期間の開始の日までに農業委員会（部会）が開催されない場合は、農業委員会会長の了承を得て事前に処理し、事後に開催される農業委員会（部会）において承認を受けるものとする。

（５） 競公売買受適格証明願の処理に当たり留意すべき事項は、次のとおりとする。

① 競公売買受適格証明書の交付

ア 競公売買受適格証明書には、当該競公売事件の入札期間又は売却実施期間に限りその効力を有する旨の条件を付すものとする。

イ 売却方法が特別売却の場合であって、複数の者から競公売買受適格証明願（**様式第29号**）の提出があり、かつ、複数の者に競公売買受適格証明書を交付できる見込みがあるときは、交付の日時を指定するなどの方法により、可能な限り同時に交付するよう努めるものとする。ただし、競公売買受適格証明願のあった順に競公売買受適格証明書を交付することができる場合は、この限りでない。

② 競公売買受適格証明書と教示の関係

買受適格の審査の結果、適格不相当として証明できない旨の通知をする行為及び競公売買受適格証明願を却下する行為は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立ての対象となる処分ではないため、これらの行為に係る通知をする場合は、同法による教示事項を記載することを要しない。

③ 再競公売の場合

競公売事件において競落人となった者がいない場合は、後日、再度競公売が行われているが、この場合は、新たな競公売買受適格証明書が必要である旨を事前に申請者に対して指導すること。

④ その他

競公売が期日入札（入札と開札を同一期日に行うことをいう。）以外の売却方法により行われる場合の競公売買受適格証明願についても、期日入札により行う場合に準じて処理するものとする。

（６） 競落後の処理

競公売買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となったときは、直ちに、法第３条第１項の許可の申請又は同項第13号若しくは第14号の２の規定による届出の手続をしなければならないので、当該証明書の交付の際にその旨を伝え、申請又は届出の手続について指導するものとする。

この場合の手続は、通常の申請又は届出の場合と同様であるが、特に次の事項に留意すること。

① 申請又は届出は、競落人である譲受人による単独の申請又は届出となる。（２の(２)ただし書の①及び５の(８)の①のウただし書の(ア)参照）

② 入札調書、公売調書その他の申請者又は届出者が競落人であることを証する書面を添付すること。（２の(３)の表 参照）

③ 競公売買受適格証明願（**様式第29号**）の提出時に添付書類として既に提出されている書類については、申請書又は届出書にその旨を記載することにより、添付を省略することができる。

第２　許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し

１　許可事項の証明

法第３条第１項の許可を受けた者は、許可書の紛失等により、当該許可を受けた事項に関する証明書の交付を希望する場合は、**様式第30号**による許可事項証明願を農業委員会に提出し、当該証明書の交付を受けることができるものとする。

ただし、許可後30年を経過した法第３条第１項の許可については、この限りでない。

（１）　申請者

許可事項証明願は、許可を受けた者が農業委員会へ提出するものとする。

ただし、許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合は、その相続人又はその地位を承継した者が申請者となる。

（２）　添付書類

次の①から③までに掲げる事由に該当する場合は、それぞれ①から③までに定める書面を添付すること。

① 許可を受けた者の氏名又は住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。以下この文において同じ。）が当該許可時と異なる場合（②又は③に該当する場合を除く。）　住民票抄本若しくは戸籍附票抄本又は法人の登記事項証明書その他の現在の氏名又は住所及びそれに至るまでの経過を証する書面

② 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしているとき　次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める書面

ア　申請者が当該許可を受けた土地の所有権の登記名義人である場合　許可を受けた土地の登記事項証明書

イ　ア以外の場合　相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本若しくは改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本若しくは住民票の抄本又は合併契約書の写しその他の相続又は合併等により申請者が許可を受けた者の相続人又は地位を承継した者であることを証する書面

③ 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしていないとき　②のイに掲げる書面

（３）　農業委員会の処理

農業委員会は、許可事項証明願の提出があったときは、受付印を押し、当該許可事項証明願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

① 許可事項証明書の交付を受けようとする案件が許可済のものであるかどうかを所定の処理簿等と照合して確認すること。

② 許可の事実又は許可をした事項について確認することができない場合は、改めて許可の申

請をするよう指導すること。

2　許可書の訂正

法第３条第１項の許可を受けた者は、許可書を受理した後、許可申請書の記載事項に誤記又は不備を発見した場合は、**様式第31号**による農地法第３条の規定による許可書の訂正願を農業委員会に提出し、許可書を訂正することができるものとする。

（１）　申請者

訂正願は、許可を受けた者が農業委員会へ提出するものとする。

（２）　添付書類

①　訂正しようとする許可書

②　訂正しようとする事項を確認することができる書面

（３）　農業委員会の処理

農業委員会は、訂正願の提出があったときは、受付印を押し、当該訂正願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

①　申請者

ア　申請者自体の訂正はできないので再申請を指導すること。

イ　申請者の氏名又は住所を訂正する場合は、（２）の②として住民票を添付すること。

ウ　譲受人の住所を訂正する場合であって、これにより通作距離に変更が生じ、法第３条第２項第１号（全部効率利用要件）に該当するおそれのあるときは、改めて許可の申請をするよう指導すること。

②　申請地

ア　申請地自体の訂正はできないので再申請を指導すること。

イ　申請地の所在、地番又は面積を訂正する場合は、（２）の②として申請地の登記事項証明書を添付すること。

③　共有持分

共有持分の訂正はできないので再申請を指導すること。

④　訂正願の内容を確認したときは、適宜、所定の処理簿等を訂正すること。

3　許可申請の取下げ

法第３条第１項の許可の申請をした者は、当該申請書を提出した後、かつ当該許可申請に対する処分を受ける前に、私法上の売買契約の解除等により当該許可申請の取下げをしようとする場合は、**様式第32号**による農地法第３条の規定による許可申請の取下願を農業委員会に提出し、許可申請の取下げをすることができるものとする。

（１）　申請者

取下願は、取り下げようとする許可申請の当事者が農業委員会へ提出するものとする。

①　当事者の連署による許可申請を取り下げる場合は、その当事者全員が連署すること。

ただし、当事者の一方が単独で取下願を提出せざるを得ない相当の理由があるときは、この限りではない。

② 当事者が死亡した後に許可申請を取り下げる場合は、その当事者に代わってその相続人全員が連署すること。

（２） 農業委員会の処理

農業委員会は、取下願の提出があったときは、受付印を押し、当該取下願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

① 許可申請の当事者からの取下願であるかどうか確認すること。

② 取下願の内容を確認したときは、所定の処理簿等に必要事項を記載し、遅滞なく、取下げられた許可申請書を当事者に返戻すること。

③ **様式第33号**による農地法第３条第１項の規定による許可申請の取下願の受理について（受理通知書）の交付は、次のいずれかの場合に行うものとする。

この場合において、イに規定する場合の交付は、当該当事者の双方に対して行うものとする。

ア 取下願において申請者から要望があった場合

イ （１）の①ただし書の規定により当事者の一方の単独による取下願を受理した場合

ウ 許可申請地のうちの一部について取下願を受理した場合

４ 許可処分の取消し

法第３条第１項の許可を受けた者は、その後、私法上の売買契約の解除等の事由が生じた場合は、**様式第34号**による農地法第３条の規定による許可の取消願を農業委員会に提出し、許可処分の取消しをすることができるものとする。

（１） 申請者

取消願は、許可を受けた者が、速やかに農業委員会へ提出するものとする。

① 当事者が複数いる許可を取り消す場合は、その当事者全員が連署すること。

② 当事者が死亡した後に許可を取り消す場合は、その当事者に代わってその相続人全員が連署すること。

（２） 添付書類

① 取消しをしようとする許可の許可書（紛失等により許可書を添付することができない場合にあっては、その旨を記載した始末書）。ただし、許可の一部を取り消す場合は、この限りでない。

② 次のアからウまでに掲げる事由に該当する場合は、それぞれアからウまでに定める書類

ア 許可を受けた者の氏名又は住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。以下この文において同じ。）が当該許可時と異なる場合（イ又はウに該当する場合を除く。） 住民票抄本若しくは戸籍附票抄本又は法人の登記事項証明書その他の現在の氏名又は住所及びそれに至るまでの経過を証する書面

イ 許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしているとき 許可を受けた土地の登記事項証明書

ウ　許可を受けた者が死亡し、又は合併等により消滅している場合であって、許可を受けた土地について相続又は地位の承継による所有権移転の登記をしていないとき　相続関係説明図、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本若しくは改製原戸籍謄本、法定相続人の戸籍抄本若しくは住民票の抄本又は合併契約書の写しその他の相続又は合併等により申請者が許可を受けた者の相続人又は地位を承継した者であることを証する書面

（３）　農業委員会の処理

農業委員会は、取消願の提出があったときは、受付印を押し、当該取消願の記載事項又は添付書類に不備があるときは、申請者に補正させ、又は追完させた上で、次の事項に留意して処理するものとする。

①　許可を受けた者からの取消願であるかどうか確認すること。

②　許可書を紛失しているときは、許可申請書等により記載事項を確認したうえで受理すること。

③　許可後に所有権移転登記をしている場合は、遅滞なく当該移転登記の抹消をするよう指導すること。

④　許可を受けた農地等の引渡しがなされた後は、当該許可を取り消すことはできないので、新たに許可の申請をするよう指導すること。

⑤　許可が取り消された後、当該取消しに係る農地等について新たな第三者が権利を取得しようとする場合は、取消願と同時に法第３条第１項又は第５条第１項の許可の申請をすることができるものとする。

⑥　取消願の内容を確認したときは、所定の処理簿等に必要事項を記載すること。

⑦　**様式第35号**による農地法第３条第１項の規定による許可の取消願の受理について（受理通知書）の交付は、次のいずれかの場合に行うものとする。

ア　取消願において申請者から要望があった場合

イ　許可を受けた農地等のうちの一部について取消願を受理した場合

第３　制限除外の農地移動届の取扱要領

法第３条（権利移動の制限）の規定中、制限が除外されている場合（許可が不要である場合）については、農業委員会は、当該案件の当事者に対し、農地法制限除外の農地の移動届（**様式第36号**）を提出するよう指導するものとし、法の適切な運営を図るとともに、農地の権利移動についての正確な把握に努めるものとする。

１　届出手続

（１）　農地法制限除外の農地の移動届（**様式第36号**）は、農業委員会に２部提出させるものとする。

（２）　当該移動届には、農地の権利移動の根拠を証する書面の写しを添付させるものとする。

２　農業委員会の処理

（１）　農業委員会は、農地法制限除外の農地の移動届（**様式第36号**）を受理したときは、制限除外の該当の有無を調査し、該当する場合にあっては、農地台帳その他関係する台帳等に農地の権利移動の状況を記入し、該当しない場合にあっては、当該届出者に対し、直ちに法の規定に従い、許可の申請又は届出の手続をするよう指導するものとする。

（２）　法に基づく許可等を要しない土地の証明は、当該届出のあったものについて行う。

附　則（平成24年3月12日）

この準則は、平成24年4月１日から施行する。

附　則（平成24年9月25日）

この準則は、平成24年10月１日から施行する。

附　則（平成25年3月26日）

（施行期日）

１　この準則は、平成25年4月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式第8号及び様式第24号による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（平成27年3月31日）

（施行期日）

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年4月１日）

（施行期日）

１　この準則は、平成28年4月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和3年11月24日）

（施行期日）

１　この準則は、令和3年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和5年7月11日）

（施行期日）

１　この準則は、令和5年7月11日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和5年9月11日）

（施行期日）

この準則は、令和5年9月11日から施行する。

附　則（令和7年3月31日）

この準則は、令和7年4月1日から施行する。

附　則（令和8年10月28日）

この準則は、令和8年11月6日から施行する。